

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	橋爪 (橋爪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域担い手組合を中心に一部の認定農業者の協力で経営している。その他の農業者は高齢化しており後継者が不足している。地域内で主に栽培している作物は水稲、飼料作物(稲)である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、農業用機械の購入ができないことが挙げられる。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、有機・減農薬・減肥料栽培、農地の保全・管理等、飼料用作物の栽培である。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、若者や後継者の減少、共同機械化を推進したいが補助金等がないことである。

主な作物:水稲、飼料作物(稲)

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化、地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。その他、地域担い手の強化・集積に取り組むたいと考えている。現在、地域では、飼料作物(稲)等の栽培によるコストの低減に取り組み、地域の所得向上を目指している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間組織の役員を中心となる経営体として位置付ける。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、大型機械化を推進し、担い手による作業管理に努める。当面は現状維持していくが、今後離農者が出た場合は中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地については地元で管理していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地元負担がなければ、検討する余地はある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特になし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の設置及び点検を行う。 ②たい肥の散布、田植え時に同時に除草剤・肥料の散布を行う。 ⑦遊休農地等の草刈りをする。 ⑨飼料用作物。				